

区長報告第三号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和五年十二月二十六日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年二月十四日

港区長 武井雅昭

記

令和五年六月三十日議決を得た工事請負契約（港区立大平台みなと荘外壁等改修工事）の契約金額「二億千五百三十一万四千円」を「二億二千五百九十九万五千円」に変更する。